

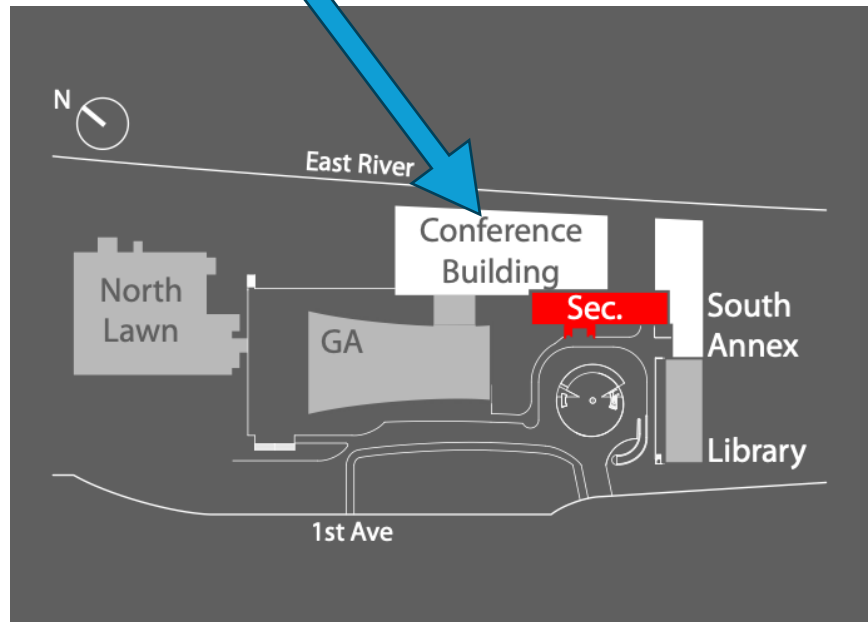
国連第3委員会第4週報告（10月21日から10月25日）

本報告書は、日本政府代表団顧問としての見解ではなく、個人の見解であり、日本政府の確認、了解を何ら得ているものではない

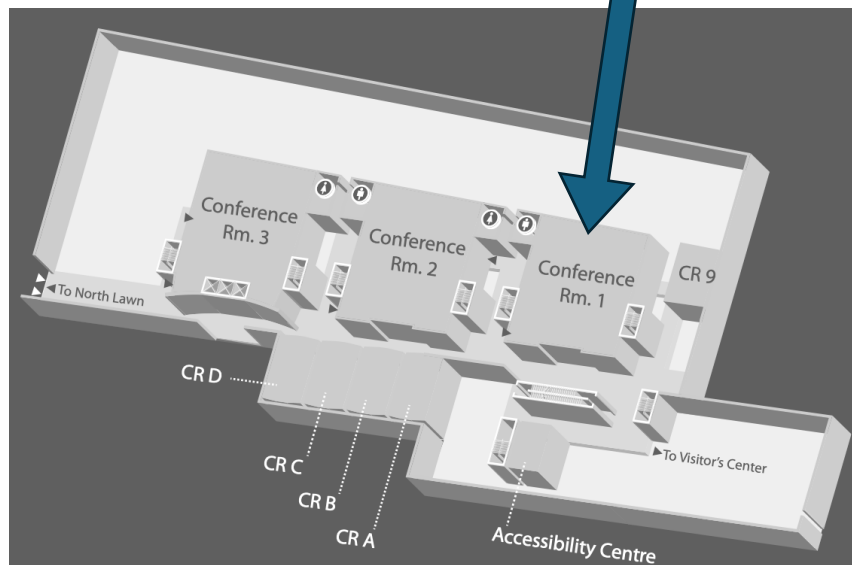
国連本部は1番街 First Avenue とイースト川 East River との間に建てられており、昔のニュー・ Yorker ならばタートル・ベイと呼んでいた地区の東部分に該当する。国連の敷地への入り口は、46th Street に訪問者と職員などに分かれた門と、42nd Street に職員などに限定した門の2つで、NGO として入構するには事前に期間限定のパス発行の手続きが必要です。CSW の際にはその時だけのパスを求めて1番街と46th Street の角にある建物など、指定された場所にできる長蛇の列に「なにごと?」と思う人もいるだろうが、そのあたりにいる人のほとんどは同類である。どこかの代表部が本部棟でパーティを開くときには、「そのとき限り」のパスが発行されると招待状に書かれており、「出席」の返事をする、「必要な場合には・・・」と詳しい手続を記したメールが届く。警備は厳重といえる。



ニューヨークの国連の写真は、このような構図が多い。1番街の反対側の歩道から撮ったものである。前方にあるのが総会会議場 General Assembly Building (GA)。ちょっとだけ、丸い屋根が見える。高く聳えているのが事務棟 Secretariat Building (Sec)。第3委員会は、第78回の時も、今回第79回の時も、位置的には事務棟の向こう、川縁にある会議棟 Conference Building の地下1階にある第1会議室 Conference Room 1 (CR1)で、10時からと15時から開かれる。



平面で見ると、敷地が1番街とイースト川に挟まれ、1番街から総会会議場には入れるが、そこから先は「迷路」のような建物の配置になっており、所々にチェック・ポイントを設け、正しいパスがないとその先は行けない、会議室はその「関所」の向こうという設計になっているのがわかる。



会議室 1 は「階段教室」のようになっている、最後列であれば地上 1 階から、前列であれば地下 1 階から入る。13:00 から 15:00 の間も自由に使えるわけではなく、しばしば 13:15 からは委員会運営に関わる会合が開催される。(第 3 週の報告書で書いたように) 議長が時間に厳格なのは、忙しい人が多いということもあるが、場所を開け渡さなければならないという事情もあるのかもしれない。

【10 月 21 日】

今日は午前も午後も、議題 71：人権の促進と保護に関し、条約委員会、作業部会と特別報告者の報告が続く。議長は、久しぶりに、マニラタンガさんである。午前は、「失踪・拉致」に関する条約委員会の委員長と、作業部会の座長が続けて報告をし、各国の質疑に答えた後、真実・正義・補償と再発防止の保障についての特別報告があり、午後からは、「移民労働者とその家族の権利保護」に関する条約委員会の委員長と移民の人権に関する特別報告者が続けて報告をして、移民の権利としてまとめて質疑を行い、アルビニズム＝先天性色素欠乏症の人の享受する人権について独立専門家の報告と対話となった。

「失踪」に関する条約委員会委員長のド・フロウヴィユさんは、報告が対面でないことにこだわって（いかにオンライン参加が不本意であるか、現地にいる当事者とのオンライン併用は許されなくなったのに・・・と、ブチブチ）述べた上で、1 年間に実施した「対話」と総括所見の採択状況と、個別の失踪者に関する緊急手続を 2000 件近く発動したと説明した。失踪と拉致が増加する国際社会の現状に照らし、条約未締結国に締結批准を訴え、2025 年 1 月 15 日と 16 日、ジュネーブで国際会議が予定されている、私たちは失踪者を探すことに全力を尽くしている、信じてほしいと念を押した。

作業部会のチトロニさんは、拉致や失踪の「被害者」は本人だけでなく、いなくなったことで被害を受けている人、心配している人も「被害者」。でも、世界中で絶対に禁止しているのに、危険な状況で休みなく努力しているのに、脅迫や報復の対象になっているのに、人権擁護者 HRD や弁護士、支援組織への加害行為についてさえ、全く責任を問われていない。むしろ、調査が犯罪扱いされている。新しい申立てが 1000 件近く、移民、軍による市民や保安関係者、選挙との関連での「短期の失踪」が、(組織的になされているのではないかと疑われる) 増加する武力紛争関係の以外にも起こっている。法の支配と人権擁護を標榜するならば、関係国は責任者を処罰し、防止策を取るべき！ 今年選挙関連の調査をしたが、2025 年は土地・天然資源・環境の防衛関連での失踪について調査の予定である。が、失踪・拉致に関し、世界共通の刑事管轄につ

いての調査も検討している。だが、(現地に赴く必要が大きい) この作業部会も、条約委員会や国連全体も、任務を遂行したくても資金の制約を受けており、継続する解決策を構築する決意を加盟国に求めたい。また、各国が失踪・拉致に関する条約に加盟し、条約委員会の権限を承認することの大切さも強調したい。座長は、被害者、支援組織やHRD や法律家たちなど、真実・正義・記憶と再発防止のために戦っている人々との連帯を改めて強調し、報告を終えた。

発言した多くの国は報告に好意的で、失踪に関し、時効の停止を法律で規定する法案の起草に言及する国もあったが、ビデオのような証拠があっても「政治的」と歪曲される国内状況に対する懸念も表明されている。実際には、証拠があっても報復を恐れ、報告がなされない可能性も高い。

真実・正義・補償と再発防止の保障についての特別報告者1年目であるデュエームさんは、前任者の成し遂げた理論と実務に関する基礎作業を高く評価した上で、方針の方向、優先順位などについて説明した。1) これまでの「移行期の正義 transitional justice」は市民的政治的権利に着目し、その相互関連性にも関わらず、経済的社会的文化的権利を蔑ろにしていたので、構造的な不平等と暴力の関係から、これらの権利を考慮することでより包括的な立場から持続可能な和平の構築ができるのではと考え、より良い慣行を開発したい。2) 紛争と権威主義のもとでの大規模な重大人権侵害は、実は、多様な要因からなる：テロリズム、居住地の強制的放棄と移住、気候変動と環境犯罪、腐敗、組織犯罪など、個別の原因を理解し、解消すれば再発が防ぎやすくなる。3) 過去の人権侵害、人道法違反に対し、政治的意図を指摘し、歴史の見直し(修正主義)と全面的な否定という潮流が見られ、移行期の正義実現を難しくしている。これらは差別を増長するが、安易な禁止などは表現と思想の自由を制約する。法的な対応のほか、記憶の想起や教育が鍵となる。4) 紛争は国境を超え、一国では対処できない。国境を超えた暴力には国境を跨いだ対応が必要であるが、この点はまだ未解決の問題が多い。効果的な移行期の正義の実現に関する勧告を視野に入れている。5) 最後に、和平構築交渉の過程において人権侵害の証拠の裏付けを記録し、正義の実現を組み込むことで、これまで長い間かかっていたことを、移行期初期においても実現し得ると考えている。どのようにして、いつ、どのような正義実現の手法が早期に実現し得るのかを検討する。これからの任期期間になすべきことについて、皆さんの意見を伺いたいと、非常に大きな枠組みについて話をした。

国内の圧政のもとでの人権侵害と、脱出移動過程における移民難民への迫害という状況に対し、対応し得る既存の仕組みは存在するのだろうかという背水の陣状態からの疑

問や収集された情報の保存に関する責任に関する疑問などが表明され、また、修正主義や誤情報への警戒に関する発言があった。デュエーメさんは、移民が国境を越えると「トランスナショナルな正義 transnational justice」として対応すべき、非常に大規模な正義侵害が発生しているとの認識を示し、侵害主体は国家に限定されないこと、技術は被害を拡大することもあると述べた。記録の保存に関しては、各国の法制度に依存する他なく、ジェンダーと子どもの問題には注意を払っていると、回答した。

午後からは、「移民労働者とその家族の権利保護」に関する条約委員会の委員長ディアロさんと移民の人権に関する特別報告者マディさんの報告が一括してなされた。ディアロさんは移民労働者に関する条約の重要性が理解されず、批准が低調であるが、気候変動と環境悪化が移民の人権に及ぼす影響の大きさ、例えば気候変動のせいで2050年までに2億人以上が国内難民となると予想されており、人としての尊厳を保ちにくい状況が危惧されること、気候変動によって出身国や地域に戻れなくなり、難民化した場合には暫定的な住居などの手当も必要になることなど、条約上の義務実施が人道上、重要な意味を持つと、条約締結と批准を促した。また、人種差別委員会と共同で排他主義に対抗し、人種差別などが移民、その他の外国人に及ぼす影響についての包括的な政策を一般勧告として検討し、構造的・多重的な移民現象に備え、人権高等弁務官事務所や国際移住組織のアジアや太平洋などの地域機関と協働して、排他主義の地域特性を考慮した地球全体で移住者の権利を保護する効果的な政策立案に貢献できる草案を準備している。国別調査に関しては異なる段階の10カ国を対象としている。条約委員会共通の、資金問題、仕事量の膨張に伴う不合理ではないタイミングでの審査時期、個別の通報制度への対応の「中立的・客観的・非選択的」実現は、ここでも重要課題として説明された。この委員会の場合、基本的に「新しい権利」を創設しているわけではないが、移民の保護、人身売買や拉致防止に重要なので締結批准をと呼びかけたところが、特徴的であった。

これに対して、特別報告者のマディさんは、前任者が2009年に取り上げた「子ども」の問題が解決していないと、子どもの権利を今回の報告の主要なテーマにした。いくつかの国の非常に制限的な移民政策の結果、移民に関する司法手続からの除外と行政手続化、非正規移住行為の犯罪化、人種差別、人権擁護者と移民支援組織関係者への攻撃、子どもの権利と安全への配慮に欠ける退去と適正手続保障のない再入国手続、気候変動を原因とする移住の増加という現代の問題である。子どもの移民パターンは一律ではない：定型的かどうか、家族と一緒にかどうか、移住するか出身国に留まるか：重要な

のは、出身地、移住の理由、出身国・通過国・移住先の国との関係、異動の理由、移民法上の位置づけを問わず、彼らが「子どもである」であることを強調した。(この点は、後の対話段階でも多くの国が非常に好意的に反応した。) 子どもであるという特徴を尊重し、保護しない移動・移住は子どもの生命、成長、幸福に対する重大な危険となる。考慮しなければならないのは「差別しない」、「子どもにとっての最善の利益」、「生命、生存、成長の権利」、そして、「right to be heard 子どもの言うことに耳を傾ける義務」である。

Right to be heard は、「聞いてもらう・聞きおく」という上下関係を前提としたニュアンスではなく、例えば裁判において自らの見解を主張する機会が権利として保障されていることを示している。「子どもが発言する」だけでなく、それを受け止めて「聞く」義務があるところまで及ぶことが内包されている。

子どもの権利条約はほとんどの国で締結批准され、関連する文書も広く支持されているが、安全にあたりまえに子どもと家族が移動する回路がなく、(離れ離れになった時に) その状況に応じて利用できる家族再会の道がないことから、移動をすると子どもの権利が消滅するかのように扱われ、子どもたちは暴力、搾取、虐待などが待ち受ける極めて危険な選択を強いられる。何をすべきか：1) 家族の一体性と家族生活の保護、家族との再会を容易にすること、2) (国家の保護がない) 無国籍の予防と防止措置である。そして、子どもたちは18歳になったら突如として「大人」になり、これまでの保護・支援体制が一夜にしていらなくなるわけではない。そのことも、子どもの精神状態に影を落としている。

質疑において、移民が出身国経済に大きく貢献するという事実に対し、移住先での貢献が「見えない」ことから人種差別、外国人排斥などの言説が幅を利かせているが、対抗する最もよい方法は何か？ 国際法の下での移民保護と国家安全保障政策との衝突は考えられないのか？ 移民に関する偽情報、誤情報対策としてどのような提案があるのか？ 家族再会を可能にする良い慣行はないのか？ 移民の権利を保護するのに役にたつ移住先国家と出身国家との協定についての良い慣行はあるか？ 条約とグローバル・コンパクトの枠組みに関して委員会はどのような調整を考えているのか？ 家族との再会と統合を簡単にする手続の公平性と効率化を確保するために国際機関の協調は可能か？ 移民政策として最も成功するのは子どもの最善の利益を考慮した場合であることを反映する良い慣行は？

ディアロさんは、移住労働者に関する条約について人々に教育し、排斥するのではなく、共存する方向へと向かわせることが重要であると述べ、マディさんは、現存する条約、政策などを整合的に検討するならば、子どもの権利、家族との統合などに関し、出

身国、通過国、移住先の国々の間に争いは生じないはずであるが、残念ながら、現実には違う。国境コントロールは、移民を犯罪者のように取り扱い、子どもたちには全く権利がないかのように振る舞う根拠にはならない。子どもを無国籍にしないように、例え書類がなくても、国家は対応すべきである。

最後に、先天性色素欠乏症の人と人権について報告したミティ＝ドラモンドさんは、色素欠乏症が遺伝であり伝染性はないが皮膚癌に罹りやすく、「障がい」に分類され、生命、健康、教育と労働の権利が享受しにくい、保護という名目の施設収容策が取られると子どもの成長に支障があるだけでなく、家族生活も妨げられている、根本的解決として偏見に基づいて色素欠乏症を攻撃する側の責任を問うという社会の変容が前提となるが、家族などへの支援体制の充実も貢献し得ると指摘する。重要なのは子どもの最善の利益を考慮した当事者の同意であり、本当に必要な対応を理解することである。発言をしたヨーロッパ連合も合衆国も、施設収容を否定し、通常的环境中での生活の充実を提案する報告に賛成したが、方針の実現は容易ではなさそうである。

個人的な感想・・・

どの報告者も、1年間、それぞれ定められた会期にどれだけ問題を処理したのか、会期外でもどんな活動をしているのか、他の委員会や加盟国などとも協働して、重複が起らないよう工夫し、いろいろなことをしている、無駄に時間やお金を費やしていないとアピールしています。「研究資金が足りないから企画書を書いて、補助金をもらって、器具の管理に注意して、領収書を整理し、提出して、報告書を書いて・・・時間があれば、学生を指導し、その合間合間に実験して、記録を精査して、内容的に投稿に値するか悩んで、研究論文と学会報告の数が少ないのではないかと大学執行部から嫌味を言われて・・・学会報告をすると、次の企画書の締め切りが目前に迫ってくる」と自虐的に言っていた知り合いを思い出しました。

【10月22日と23日】

議題71：人権の促進と保護に関する一般討論が始まる。10時ぴったりにという昨日の指示とは異なり、ちょっと開始が遅れたが、議長はマニラタンガさん。冒頭に、今回の国連総会議長のフィレモン・ヤン閣下（カメルーンの国連代表部大使、以前はカメルーンの首相）の挨拶があり、10時20分から、複数の国を代表するステートメントが（予定では14、実際には）13、あった。

総会議長 President of the General Assembly (PGA)は、国連の理念の3本柱の1つとして自由と正義と平和と繁栄の基礎となる人権の重要性を指摘し、第3委員会が採用する決議は国際的規範を形づくり、国家の政策に影響を及ぼし、寛容と尊敬と人間の尊厳の理想像を反映して、何百万人の人生に影響することになる。各地で複数の危機が重なり、人権の劣化が起こっている。国際人道法と人道原則に敬意を払い、どこにいるかを問わず、人道のために尽くしている全ての人の保護を訴え、彼ら、彼女たちが危険な時には市民の死者の数も増加する・・・この状態に終止符を打ち、人々の生命を危険に晒す原因を調査し、人権の促進と保護への敬意があらゆるところで、あらゆる人に対して、尊重されなければならないと、今、危機に直面していることを指摘し、『未来のための協定 The Pact for the Future』、『グローバル・デジタル・コンパクト Global Digital Compact』、『未来世代宣言 Declaration on Future Generations』が、地球を変容させる有力な道筋を提供すると宣言し、第3委員会が、開かれた、お互いに敬意を払う対話の場であることを維持し、積極的に建設的な議論を行い、人々の権利と尊厳という崇高な目的を進めるための協力体制の実現を期待する、専門家たちが忌憚なくその専門性を発揮できるように、また、代表団とユースの貢献、市民社会の努力も高く評価すると述べた。

『グローバル・デジタル・コンパクト』と『未来世代宣言』はどちらも、2024年9月22日に国連総会において承認された『未来のための協定』の一部を構成する文書で、いわば祖父たちの時代に作られた国際的なさまざまな機関を劇的に作り変え、孫の時代の（持続可能な、正しく平和な地球の秩序の基盤を整えて）地球に相応しい、全ての人と全ての国家のための、有言実行な組織に変容させるとの合意である。（議長は、誰にとっても、「安全で正しく、平等、包括的」で、「幸福、尊厳、健全な地球」が全ての人に保障されるよう、まずはジェンダー・バランスを自らのオフィスで、総会に招聘する登壇者に関して、そして、総会の主催する交渉の議長や座長指名において、実践する。そのためにジェンダー平等諮問委員会を設ける。各国にも女性を指導的役割につけるよう、そして、総会議長に女性候補を指名し、次期の事務総長を女性とする陣営に加わるとの立場を明らかにした。11月25日には国際女性に対する暴力の廃絶デー25周年にあたることから、大臣級会議を招聘すると付け加えた。）

議長は、国連総会を、重要な問題について、みんなが合意できるまで制約を設けず議論するという Palaver Tree の例を引いて、より良い未来のためにみんなで見解の一致を目指す精神を大切にと、演説を締め括った。

22日は49カ国からのステートメントと8カ国の反論権行使、23日は（前日の時点では60カ国と2国連機関がリストに上がっていたが）52カ国と2国連機関のステートメントと7カ国11回の反論権行使があった一般討論では、事態はより深刻なのに、そして、より多くの国が危機感を持って、ガザの子どもたちは死に直面しているとイスラエルを非難しているのに、どこか諦めも漂う。

国連に協力する人たち、人権擁護者HRDと支援組織や後援者、協力者に対する（誘拐、不当逮捕と交流、拷問、殺害に至る）脅迫、報復、脅威にさらされている問題（アイルランド）、「未来のための協定」を前提に性的嗜好や性自認、ジェンダーの表現、性的特徴（との推測も含めた）を理由とする差別廃止を求める提案（スウェーデン）、ジェンダー平等の促進、宗教・信教の自由の保障を求める提案（EUなど）、人権に関する議論における多国間協調を強調する提案（ベネズエラ）・・・第78回の人権に関する一般討論の記述を読み直すと、かなりの発言が2024年と同じような内容（もちろん、去年は世界人権宣言75周年で、そのことに言及したステートメントを無視するつもりはない）で、その対象となっている事項も議題71の中の個別の項目としても取り上げられている。

強烈であったのは南アフリカの「アパルトヘイトは（自分達にとっては）見れば『わかる』』という発言であった。

国連にとっての一般討論は、さまざまな国が、このタイミングでもっとも関心を持っている人権問題は何か、どのような立場から発言しているのかが表明されることにあり、おそらくはすでに議題として取り上げていないとしても、近い将来、議題として設定される項目として注目に値するのは何かを探すという意味がありそうである。国連は数が大きな意味を持っていることから、どの国も「都合がいい？」発言の順番を確保するなど工夫を凝らしている（その割には、せっかくの順番なのに、議場になかなか現れず、1日目に申し込んでいるのに、結局2日目の午後に発言することにした例もある）ので、一般討論でステートメントを表明する意味には、風向きを感じたり、関心があるかどうかの感触を試したり、異論なくまとめられるかどうかを探ったり、確認したり・・・という表面からは見えない何かがある・・・と、ちょっと、思いました。

実は、23日13時段階では、15時から一般討論の続きという予告だったが、予定表にはプライバシーの権利に関する特別報告とあり、実際にも、15時から特別報告者のノグレーレスさんが、1990年12月に国連総会決議で承認された「コンピュータ

化された個人データ・ファイルの規制に対するガイドライン」(GA/res/45/95)を、21世紀の社会的技術的現実に適合するようにという指示を受けての報告があった。

ノグレーレスさんの説明では、新しいガイドラインの提案は、A) 透明性の要請に対応するため、情報主体の権利を強化し、1) データ処理・データ流通・自動生成情報への異議申立を保障し、2) 国境を超えたデータ移動に対し、2-1) データ収集と使用目的の明確化、2-2) 必要最小限のデータ保持を求めることで、個人にデータ移動の携帯判断を保障し、3) 生体認証、遺伝情報、脳の活動や認識過程などの機密性の高い(個人の自立とアイデンティティに関わる)情報の保護を強化するだけでなく、4) 自動生成決定に対する人間の監視の権利を設定する。B) 説明責任の要請に対応するため、体系的にコンピュータの処理過程にデータ保護を統合し、「データ保護担当者」を設置する。C) 国境を超えたデータ移動に関する(既存の)契約条項などの義務化を規定する。最後に、報告者は国連が新しいガイドラインを承認するだけでなく、データ保護のための国際協調体制を構築することを要望した。

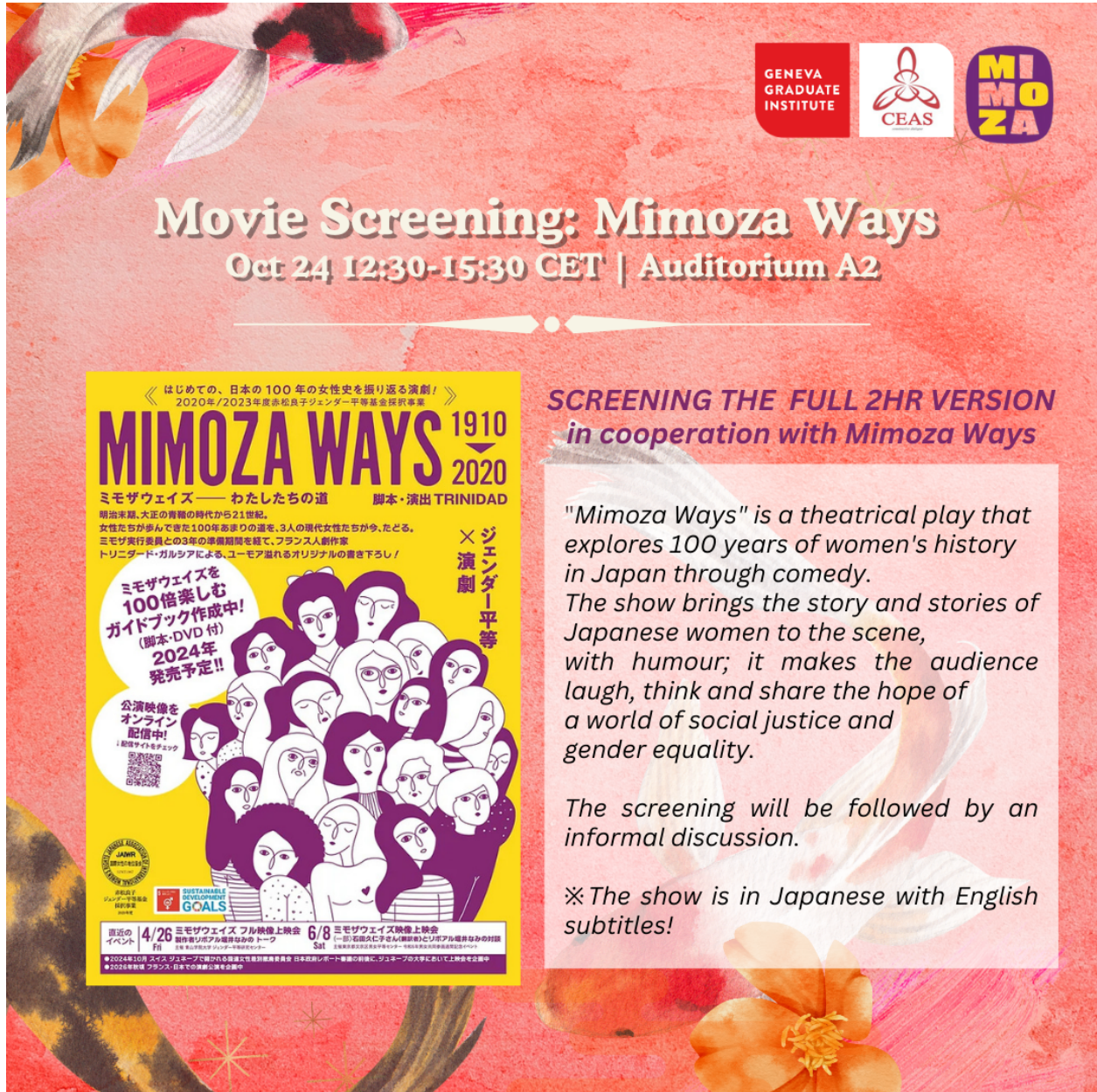
コメントの多くは、新しい提案の必要性を認めた上で、データ保護と個人のプライバシーとの関係を問い、自動生成情報(例えば顔認証)の不正確さへの対処、誤用、濫用、既存のデータに内在する偏見の問題などの懸念を表明したが、9月に承認したばかりの「グローバル・デジタル・コンパクト」への言及はブルキナ・ファソ1国にとどまった。ノグレーレスさんも、情報主体が自分のデータ情報が安全に保護されているかを知るのは容易ではないとの認識に立ち、ガイドラインだけでなく、拘束力のある規制が必要だと認めた。

約30分余りの「対話」の後は、午前中の続きで、一般討論となった。

一般討論における日本政府のステートメントは、世界のさまざまな地域(ガザ、中近東、ウクライナ、ミャンマー、アフガニスタン、スーダン、新疆ウイグル自治区、チベット、香港そして「北朝鮮」に拉致された人々)において起こっている人権侵害の重大さを指摘し、全ての国には基本的な義務として人権を擁護する積極的な義務があるという観点から、今後も人々の尊厳が守られる国際環境を維持するために積極的な役割を果たす所存であるという内容であった。

【10月24日】

今日は、3時から東京でのZoomの仕事に続いて、6時半から「ミモザウェイズ」という劇・映画がジュネーヴから配信されるということで、頑張って起きてた感の強い朝でした。



The poster features a red and orange watercolor background with a koi fish at the top and a flower at the bottom. Logos for GENEVA GRADUATE INSTITUTE, CEAS, and MIMOZA are in the top right. The main title is "Movie Screening: MIMOZA WAYS" with the date and time "Oct 24 12:30-15:30 CET | Auditorium A2". A central yellow box contains Japanese text and a group of stylized female faces. To the right, there is a white box with English text describing the screening and a note about the language.

GENEVA GRADUATE INSTITUTE CEAS MIMOZA

Movie Screening: MIMOZA WAYS

Oct 24 12:30-15:30 CET | Auditorium A2

《はじめての、日本の100年の女性史を振り返る演劇！》
2020年/2023年度赤松良子フェンダー平等基金採択事業

MIMOZA WAYS 1910-2020

ミモザウェイズ——わたしたちの道 脚本・演出 TRINIDAD

明治末期、大正の初期の時代から21世紀。
女性たちが歩んで来た100年余りの歴史。3人の現代女性たちが今、たどる。
ミモザ実行委員との3年の準備期間を経て、フランス人劇作家
トリニダード・ガルシアによる、ユーモア溢れるオリジナルの書き下ろし！

× ジェンダー平等
演劇

ミモザウェイズを
100倍楽しむ
ガイドブック作成中！
(脚本・DVD付)
2024年
発売予定!!

公演映像を
オンライン
配信中!
！配信サイトをチェック
！QRコード
！QRコード

近隣の
イベント
4/26 ミモザウェイズ フル映像上映会
【一部】石原久仁子さん(劇団員)とリリアン(舞台美術)の対談
5/11 ミモザウェイズ 上映会
【一部】石原久仁子さん(劇団員)とリリアン(舞台美術)の対談

※2024年10月 スイス、ジュネーブで開催される「国連女性権利推進委員会 日本国別レポート発表の前後に、ジュネーブの大学において上映会も開催中」
※2024年秋に フランス、日本での演劇公演も開催中

SCREENING THE FULL 2HR VERSION
in cooperation with MIMOZA WAYS

"MIMOZA WAYS" is a theatrical play that explores 100 years of women's history in Japan through comedy. The show brings the story and stories of Japanese women to the scene, with humour; it makes the audience laugh, think and share the hope of a world of social justice and gender equality.

The screening will be followed by an informal discussion.

※ The show is in Japanese with English subtitles!

1910年から2020年までの日本の女性たちについて、3組の曾祖母、祖母、母、娘を通して伝える舞台の映像化です。100年余りのうち、私の知っている50年に関しては、日本の状況はちっとも変わっていないという個人的な感想。「25歳を過ぎたらクリスマス・ケーキ」を意識し（最近では30歳を意識した『大晦日』がくる！というらし

い・・・), アポーションは「若い人にとっては高額なお金があれば可能」だけでも, 独身者にも「配偶者の同意」が文書で必要であると言われ, 産婦人科で出産しなければ, 嬰兒に関する殺人か, 死体遺棄で刑事責任を問われ, 妊娠したと知ると「逃げだす男」と「他の男性の子供でも, 結婚したいという男」とがほとんどの場合, 出現し, (後でわかるのですが, バイアグラは数ヶ月で許可されたのに) ピルは今でも「完全に解禁」されているわけではなく, (今の許可の状況では都合の悪い人に関しては「墮胎罪」の責任追及が可能かもしれないまま, 「アフター・ピル」に関しては, 医師の処方箋で病床のあるクリニックに1泊するか, 薬剤師の目の前で服用をしないとしない(一応, 転売禁止のため)というのを) 50年前と比較すると, その足踏み状態にびっくりします。

よく言われることかもしれませんが, 権力の座にないと人々に伝わる歴史を残せない・・・ので, 女性が何をしたのかが情報としてちっとも蓄積されず, 次の世代にも伝わらない。1924年には婦人参政権獲得期成同盟会が存在したのに, 女性の参政権は戦争に負け, 占領された結果, 「棚ぼた」で手にいれたとの言説が流布されるなど, 過去が「消えてしまう」のは, 本当に残念です。

【安全保障理事会】

10月24日は, 1945年に国際連合憲章が発効し, 国際連合が正式に発足したのを記念する「国連デー」で, 各国政府高官が, 公開となった女性と平和と安全保障に関する会合において発言するというこで, 午前中, 10時からの会合だけ, 第3委員会ではなく, 安全保障理事会を傍聴した。

安保理は, 毎月議長を交代することになっており, 2024年10月はスイスの国連大使が議長であった。議事は, 10時に事務次長 Amina Mohammed さんの「安保理はジェンダー平等を推し進めるべき」という演説から始まり, 国連ウイメン事務局長の Ms. Sima Bahous さんは, 全ての人々に尊厳と平等と正義を保障する, つまり, 紛争を予防し, 解決するには外交と対話と交渉が必要なことは今も明らかで「権限が共有されず, 怯えることなく声を上げられない世界に, 平和はない」と, ナイジェリアの詩人を引用し, 演説をはじめ, 最低限何をすべきか, 重要なのは何か, 事務総長の報告書に書かれていると指摘した。例えばヨーロッパ裁判所は「国籍とジェンダー」だけで(本人がそれ以上の証拠を提出できなくても)難民の地位を認めることができると, アフガン女性の訴えを認めている・・・。ミャンマーの女性平和ネットワークのウェイ・ウェイ・ヌさんは, 今, ジェンダー・バックラッシュと戦争犯罪としての女性に対する暴力, 殺

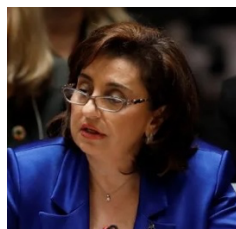
人、迫害、その他の残虐行為に直面し、和平構築への参加が難しくなっているが、24年前、国際社会が平等・正義・平和な未来のために働きかけた結果、安保理は全会一致で1325号決議を承認した。軍政への抵抗はそれ以前に戻るのではなく、ジェンダー、性指向、民族などの違いを問わず、みんなが参加する未来を構築するためであると指摘し、ミャンマーだけでなく、世界中の女性たちは安保理の答えを注目していると結んだ。

モハメッドさんによれば・・・



毎年、安保理では紛争予防・解決・復興に対し、女性の完全・平等・意味のある関与を奨励し、戦時下における女性の権利を支持する決議をしているが、女性に対する残虐行為の責任が問われることは、ない。民間人は保護されなければならない、目を背け、希望を失ってはならないと、(例え攻撃されても)国連は断固主張する。さまざまな人が関与することで、和平維持はより良い結果をもたらしている。「生存者聴聞会」、「女性の平和と人道基金」、ジェンダーに基づく暴力対策の緊急対応基金は効果を挙げている。ジェンダー関連の条項は、合意内容を支持し、その実現に関わる多様な人々が関与することで、和平合意は持続する。女性が関わらない交渉では、実施への継続的抵抗が止まない。ジェンダーに基づく権限の不平等、家父長的社会構造、体系的偏見・暴力・差別は、社会の半分を「堰き止め」、平和はするりと逃げ出してしまう。

バハウスさんによれば・・・



戦争状態に脅かされている女性たちは6億人以上。2023年、ジェンダー条項のある和平合意、安保理決議が減少した。それでも援助も何もなしに人道援助の交渉に成功し、部族紛争を収め、若者たちに武器放棄を説得し、武装勢力による包囲をやめさせ、自宅で学校を開校し、人道支援物資を届け、安全な脱出・避難の

手助けをし、戦時下の「強制的な妊娠」は人道に悖る犯罪であると裁判所を説得し、軍の高官に対する終身刑を導き出したのは、女性たちである。2025 年を記念し、女性の権利に対し、責任を追及する具体的な行動を起こすべきで、安保理としては少なくとも資金援助することで、女性の完全・平等・意味のある参加を支援できる。

ウェイ・ウェイ・ヌさんによれば・・・



軍部だけでなく、武装勢力は、あらゆるところで「恐怖」を撒き散らし、市民と、その家、学校、病院、礼拝所を爆撃し、何百万人もの難民を生み出し、さらに人間の盾として用いている。問題の根幹はこれら（より弱い人々に対する）残虐行為の責任が追及されないことにある。1325 号決議は、国際法への責任と敬意が人々（とくに弱者）の権利擁護の決め手であることを明らかにしているが、毎日、どこにいても攻撃されると、どの場面においても有意な参加は難しい。ミャンマーの状況はなぜ WPS が重要か、その原則が脅かされるとどうなるのかの実例である。国連が全ての和平における女性参加を呼びかけるよう、加盟国は要求すべきであって、参加できる状況を作り出す責任もある。安保理事会は紛争に由来する性暴力行為を全て中止するよう軍事政権に求め、一切の武器の提供をやめ、経済制裁を課し、人道的援助のアクセスを保障し、女性が国の将来を決定する際に完全に平等で有意で安全な参加の実現を求めるべきである。

円卓を囲む国々は、WPS について順次、発言するという一方で、スイス（議長としてではなく、理事国として）、合衆国、スロヴェニア、連合王国、ガイアナ、中国、モザンビーク、マルタ、アルジェリア、フランス、韓国、日本、ロシア、シエラ・レオーネ、エクアドル、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、アルバニア、コンゴ、パレスティナ、ジョージア、チリなど、（理事国の場合は別であったが）次から次に大臣級の発言者が代表団を引き連れて登場した。紛争地帯の和平交渉の手法は気候変動における多国間交渉と同じである、安保理の行動は時間がかかり過ぎる、戦争犯罪としての性暴力責任追及などの場面における交渉技術のトレーニングが必要である、これまで声を届けられなかった状況を考慮して戦略的な資金配慮の要請は妥当、持続可能な和平と戦闘状態の消滅とは別である、（ミャンマーに関する）安保理決議 2669 号(2022)実施のた

め国連総会は行動に移すべき・・・，予防的外交と移行期の正義にもっと配慮を払うべき・・・，和平構築委員会は社会を変革する力があり，支援すべき・・・などの意見があった。その中で，アルジェリアが，WPS は戦争に限られず，女性たちが実行可能な行動に移す機会として有効であり，1) 国際法などに反する行為には必ず責任を問うこと，2) 地元の組織と協力すること，3) 武装とデジタル環境におけるジェンダー平等政策を確立すること，4) 人々の能力訓練を怠らないこと，5) 女性が平和構築の鍵を握るという認識に立って，目標とされがちな女性たちをきちんと擁護することと，整理の行き届いた意見を述べていた。いくつかの発言からすると，長く維持できた持続可能な和平合意として人々の念頭にあるのは，1999年のリビアと2018年のコロンビアの例のようである。



まだまだ大臣級の発言者リストは終わっていなかったようだったが，時間が来たということで，15時まで会合は中断すると告げられた。

日本は，2015年から国内行動計画を策しており，組織横断的な対応をしていること，専門家と市民社会による行動計画の年次進捗状況の評価が体系的に実施され，効

果的な実行を可能にしていること、国外では、平和実現の過程において女性の参加を推進するという国連事務総長主導の共同誓約に参加し、マダガスカルでは国連人口基金 UNFPA の協力を得、JICA を通じ、ポーランドとウクライナで WPS に基づく訓練や支援を実施していること、2025 年に WPS フォーカル・ポイント会合の共同議長となり、2 月に東京で会合を開催することを、実績として説明した。

不在であった午前中、第 3 委員会では、教育の権利、文化的権利の領域、宗教と信教の自由についての特別報告があった。

午後からは、全ての人々が身体的精神的に最も高い水準を享受する権利、極貧と人権、人権と国際連帯についての特別報告があり、モフォケングさんは「害悪を減少させる」という観点から一部の国々で進みつつある麻薬の合法化に関し、説明をした。(他にも、HIV 罹患と隠蔽、アポーション、同性間の性的関係、生産業への従事を念頭においた問題提起であり、) 違法とする国においては違法であることがもたらす社会的な負担が(報告者の観点からすると利益よりも)非常に大きいという点で共通である。ポイントとなっているのは、麻薬の使用が社会的に見て「ダメな人」との烙印を押し、犯罪者を作り出し、人権の享受を阻害するという社会にとっての不利益、的確に規制することで可能になる公衆衛生への貢献を考慮し、厳罰によるコントロールという方向を改めるべきという主張に基づく報告であった。タバコやアルコール摂取、食品や栄養、環境被害に関しては企業に働きかけて害悪を規制することが適切かつ効果的になされていると指摘し、犯罪よりも、国民皆保険ユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジ(UHC)に害悪の医療対策を組み込むことで、利用しやすくする、経済的な負担の小さい、多くの人を受け入れやすい、質の高い政策が実施可能になると断言した。非犯罪化と合法化は問題を深刻にするだけではないかとの懐疑的な意見と、社会的に受け入れられると適切なりハビリテーションが利用できるようになるという肯定的な見解とに、反応は別れた。モフォケングさんは、質問に対し、証拠収集が必要なことは認めるが、禁止よりも規制の方が証拠を集めやすいこと、当事者の状況に合わせた対応が可能なので、厳罰化よりも社会復帰が可能になること、依存性は治療できること、利害対立が少ないこと、現在の WHO の政策は非犯罪化に向かっていることを説明した。

極貧と人権に関する特別報告者のデ・シュッターさんは、非常に厳しい貧困と精神状態の悪化とは密接な関係があると前置きし、貧困から頑張っで脱出することは不可能ではないが、メンタルが健康でないと就労とその継続が困難であり、貧困になりがちであり、さらに貧困がもたらす不安から一層貧困状態が継続することになると指摘し、精神

状況を個人の問題と捉える生物医学的アプローチよりも、社会的要素を重視するアプローチに転換すべきという。地球的に「持つ人」と「持たない人」の乖離がひどくなると、不安要因が増えて鬱病にかかる人が多くなるが、その対策は貧困と不平等、経済的な不安解消に向けられるべきであり、精神状況に対する配慮により多くの資金を割くだけでなく、労働環境をより不安定にする「労働のカジュアル化」に対抗するためには（最低限度の収入保証となる）ベーシック・インカムを導入し、精神病に対する偏見を払拭し、自然との接触を奨励すべきであるという。さまざまな国の発言の中で、軍事費の増加が貧困の増加を招き、精神的に不安定な人口割合の増加を招いている、教育予算と公衆衛生予算の合計額よりも国外の金融機関などへの借入金利子支払い総額の方が大きい大部分の発展途上国にとっては、本当は経済成長に貢献する教育予算の増額が「あるべき姿」だとしても、無理をしても経済を刺戟し、ある程度の成長を実現して借金をなくしたいという短期的選択が優先する、貧困を理由とする差別は染み付いているといった、絶望的な声の方が大きかったように思えた。

人権と国際連帯に関する特別報告者のベイエさんは、地球規模での不平等という観点から、脆弱な立場にある人々や集団に対する平等で無差別的な社会を提供するのに、AIを利用した国際連帯が解決策となる、AIは分断ではなく連帯をもたらすと主張する。これに対し、現在の国連は「グローバル・デジタル・コンパクト」の文言交渉で見られたように、原案にあった「連帯」を削除した提案が支持されたと、複数の国がAIの現状とその方向性に懐疑的な発言をしており、ベイエさんほど楽観的にはなれないようであった。

【10月25日】

午前中は拷問について、午後は開発（外務省は Right to Development を「発展の権利」と訳しているようです）についての報告がそれぞれ3件、あった。拷問に関する条約委員会の委員長ヘラーさんは、条約委員会の立場から、締結国の条約遵守のため、16カ国から定期報告を、4カ国から年次報告を受け、充実した「対話」が実現した反面、条約批准後最初の報告書が未提出の国やその後の定期報告が未提出の国が少なからずあると苦言を呈し、報告に先立つ争点のリスト List of Issues prior to reporting (LoI) 手続の活用もできると、条約批准が条約の本来の目的ではないことを想起させた。他の条約委員会と同じように、報告書提出に助力できるよう、人権に関する高等弁務官との協力体制をとっていることも明らかにした。個人通報に関しては95の通報のうち、29が本案審査まで進んで処理されたこと、COVID-19のせいでまだ審査が終了していな

い報告書が51件、147人の通報が未処理であることを残念に思い、また、個人通報に基づく勧告が実行に移されていない国がいくつかあることを問題視した。(条約委員会全体で2024年1月からリモート会合が中止となったことが)委員会の運営に悪影響を及ぼしていると、その復活を求め、各国にはその協力に感謝しつつも、総会における条約委員会強化手段の採択は締結国の責務であると言わんばかりの表現であった。

拷問、その他残酷で非人間的な処遇と処罰の防止に関する小委員会の座長ジャボールさんは、今まででもっとも人権が蔑ろにされていると述べた上で、2024年には8カ国、2024年には6カ国(年末までにはあと2カ国)を現地訪問し、拘束されている人だけでなく、担当官吏や法律家、医療関係者など、多数の個人や集団と面談し、170の拘束施設に行き、問題とされた拷問防止のためのさまざまな工夫を行ったこと、拷問条約4条第1回目の一般勧告を公表したこと、資金と手続の統合は他の条約委員会と同様の状況にあることを述べたあと、小委員会に14年在籍し、これが最後の報告になることから、最後の総括所見として、締結国の積極的な関与が必要であり、拷問防止のためにみんなで戦わなければならないとの最後のお願いを述べると、結んだ。

拷問その他の残酷、非人間的、侮辱的な処遇と処罰に関する特別報告者エドワーズさんは、任期中間報告として「性的拷問」を取り上げ、戦時下の性暴力は容赦なく実行に移される酷い犯罪であるが、それは国際法で全面的に禁止される「拷問」として位置付けるべきであると強く主張した。訴追にもリハビリにも時効がないこと、上官等の命令もいかなる恩赦も免責できないことが国内法との大きな違いである。確かに昔から「あった」が、防止・調査・訴追・責任追求をしなければ、終わらすことは難しい。被害者は女性と少女だけでなく、男性も少年もジェンダーを問わず、民間人も軍人も戦争捕虜も対象となり、その目的が尋問、処罰、脅迫、差別、なんでも拷問であり、被害にあったならば、本人だけでなく、家族や周囲の人にも保護と処置とリハビリが必要である。締結国は、それぞれの国内法・政策・実務がこの報告が指摘する方向に動くよう、努力してほしいと結んだ。

エドワーズさんの報告はかなりの反響を呼び、さまざまな武装衝突に関わっている国から、被害者がいるとの発言に、彼女は「被害に遭っている人がいるならば、会いに行くから情報を提供してほしい」と答え、男性の被害者について過小報告の傾向はないかという質問には、多くの尋問者は女性に対して直ちに具体的な状況を話すように即物的に促すが、男性に対しては実際の話聞き出すまでに時間をかけて心理的な障壁を克服するよう考慮していることからすると、その手間のせいで数が少ないという恐れはあるが、先入観に惑わされて話に耳を傾けていないということはないと答えていた。紛争当

事者の一方だけを非難しているという発言に対しては、きちんとした手続に沿った対応をしているので、そのようなことはない、ヘラーさんも、エドワーズさんも答えた。重要なことは、「性的拷問」が国際法上の犯罪であることを徹底させ、兵士も上官も、決してしてはならないこととして内在化することであるとの指摘が繰り返された。

午後の「開発の権利」でも3件をまとめて報告し、一括して「対話」、コメントと質問がなされた。作業部会の座長で報告者のアラムさんは、作業部会の任務を、開発の権利の促進と実現に関する進捗状況を監視し、検証すること、権利実現の障壁を分析し、勧告を提供することと述べ、5月の委員会では開発の権利と市民的政治的権利に関する国際規約との関係、経済的社会的文化的権利に関する国際規約との関係と、差別との戦いへの開発の権利の貢献などが議論された。昨年、人権理事会に提案したように、今年も開発の権利条約提案を全員が支持した。内容的にはさまざまな立場からの議論の後に、法的拘束力のある条約として提案すると述べた。

専門的な仕組み部会の座長のカナデさんは、開発の権利の個人的集団的側面について、人権理事会に報告し、国際強調との関係について検討したと述べ、気候危機に対処すべき集団行動の必要性に照らし、高排出国の責任に対して金融制度と貿易規則が補完するという改革を提案した。

特別報告者のデヴァさんは「気候正義」というタイトルで、主に発展途上国における開発の権利に対して気候変動がもたらす損失と損害、つまり、原因とはもっとも関係ない人たちがもっとも影響を被るという状況を取り上げ、緩和、適応、修復、変容という4つの相互に関連する指標から損失と損害について判断する。先進国と多国籍の大企業には、子どもたち、女性、ペザンツ、移民、高齢者、障がいのある人たち、先住民が経験する気候変動がもたらす損失と損害を防止、緩和、修復する義務が、道義的法的歴史的経済的にあるので、損失と損害に対応する基金を設立し、影響を受けている国々が望ましくない影響を回避できるようにすべきであり、その基準として、適切さ、公平さ、包括性、利用しやすさ、ジェンダー変容、参画といった要素を満たすことで、均衡の取れた解決に至ることができると述べた。そして、安全、平和、正義、包括、持続可能、反映を実現するために加盟国が「未来のための協約」を承認した意味は、重複する変容的行動を引き受けたことの証であり、気候変動の最中であっても開発の権利の実現を引き受けたことに他ならないと結んだ。

これらの報告に対して、通常、指摘される権利の普遍性、譲渡不能性は個人の権利であるが、開発の権利は個人の権利なのか、集団の権利の権利なのか、その性質には違い

があるのか、(損失と損害に関し、直接にはかかわらない) 金融機関の最終的な責任についてどう考えるのかといった質問と、早急に開発の権利を法的拘束力のある条約として総会に提出すべきという意見とがあった。アラムさんは、現時点では法的拘束力のある条約として提案するにはまだ躊躇しており、検討すべきことが多いと答えた。また、開発の権利は人権をその中核に据えるべきであって、個人の経済的社会的文化的権利との関係が強い。アラムさんも、カナデさんも、一方的強制的(経済制裁)手段 UCMs の影響は非常に大きいにもかかわらず、政治的な観点から恣意的に発動されており、国際法に反しているとの立場を鮮明にした。カナデさんは、開発の権利に対する反対について、権利そのものに対してではなく、現状に対する異議申し立て、抵抗の意思表示であると読み解き、「国有財産」の取り扱いが最大の難問であると答えた。

開発の権利は、「18世紀の、個人を主体とする権利」に対する「20世紀の、集団を視野に入れた権利」の挑戦であり、(南アフリカを除く)英語圏では否定的に受け取られているが、中南米の最高裁判所のように非常に積極的に評価する国も多い。UCMsのように国家が「力」を発動する場面よりは、X, formerly known as Twitter や Alphabet のような企業の(内部)判断が直接、非常に多くの人々の行動を規制する場面が多くなると、「21世紀の、超国家的存在に対抗する権利」についての理論的裏付けの1つとして、開発の権利で展開されてきた議論の精緻化が進むと思われる。

【10月24日午前に関する補足】

教育の権利に関する特別報告をしたファリダ・シャヒードさんは、教育におけるAIの役割について、その補助的機能に着目すると、障がいのある人たちなど、教育でできる対象を拡張し、個別の需要、能力、進捗状況に合わせた、地理的・時間的あるいは誰であるかによって制約を受けない学習経験を提供するので、責任ある使い方をするならば、教員の不足や教育環境上の問題を克服し、歴史的に見て教育から排除されていた人々にまで適切な教育を提供することができ、SDG4の目標(包括的で衡平な、質の高い教育をすべての人に)達成を促進することができるが、1) AIは人間による教育に代わることで、社会的能力を身につけるのには向かない、2) 現存する教育アクセスの不平等を加速させてはならないという。AIが、現に存在するデジタル格差を酷くするという現実的な危険があり、必要な環境が整っていないならば、今よりも教育格差は悪化し、教育の権利に内在する差別禁止の原則に直接抵触する。また、利用者のプライバシー

シ、現存のデータにある差別を自動的に是正しないアルゴリズム、教育学の検証を受けない技術優先のシステム開発と、本来は自由に利用できる公共財としての教育の営利化、教育関係者の自立性・自由・民主的統制の喪失といった問題は、すでに顕在化していると、次の戦略を提案する：1. 人権中心、2. デジタル格差の解消が優先、3. 利害関係者の関与、4. 倫理的枠組みと監督規制、5. 教育者の権限強化。AIは、すべての人に質の高い教育を提供するという理念の実現に有効な手段であるが、制度設計と運用においてその目標を認識し、実行に移す必要があり、残された時間は少ないと、各国の迅速な行動を促した。

文化的権利に関する特別報告を担当したアレクサンドラ・ザンタキさんは、スポーツに参加する権利に着目し、それが文化的権利としては認知されていないので、誰の権利か、権利の法的根拠は何か、義務を引き受けるのは誰かについて検討すると、報告の枠組みを設定している。1. スポーツの権利は「誰にでも」あり、特権ではない。2. 経済的社会的文化的権利に関する国際規約第15条の「文化的生活」が根拠であり、差別を禁止する他の条約に照らし、決定過程への関与と利益の享受、不利益の是正を人権として決定する。3. 人権の最終的な擁護者は国家であり、スポーツ団体に移譲できない義務である。スポーツ団体は「スポーツの自立性」を盾に、外部の監査と説明責任を逃れること、人権侵害が問題となる場合には、「(政治的)中立性の原則」を援用すること、スポーツ参加への制限は法的な根拠のもと、正当な目的があり、権利の性質上許容され、一般福祉の向上に必要な限度においてだけ、認められること、国家にはスポーツ参加への障壁を除去する積極的義務が存在することなどを指摘し、次のような疑問を投げかけた。CEDAWの性差別・ジェンダー差別禁止と国際水泳連盟のトランスに対する取り扱いとの矛盾、国際陸上競技連盟のホルモン治療強制の矛盾、間接的人権差別に該当するフランスのヒジャブ着用禁止、イランのスポーツ観戦や男性コーチの禁止、そして、国連と国際裁判所が違法と認定したパレスティナ占領地区にあるフットボール・チームをイスラエルの傘下にあるとする国際フットボール連盟の判断の矛盾。これらの問題に取り組むのは国家の責任である。

宗教または信教の自由に関する特別報告者、ナジラ・ガーニアさんは、平和の権利と宗教または信教の自由との関係を考察し、後者が前者の実現を可能にし、衝突を予防し、和平構築を可能にすると説明する。平和が今ほど望まれている時はなく、平和と宗教について検討すべきタイミングである。国連憲章は平和を前提とした人権、宗教と信教の自由の両立を想定しており、国連は1984年の平和の権利宣言、1999年の平和文化宣言と行動綱領、2016年の平和権利宣言において、また、1981年の宗教と信念に対

する差別と不寛容禁止宣言の前文において、平和の権利と宗教や信教の自由と関連していることを示しているが、その相互関係は明らかにされていなかったと報告の意義について説明し、現実には宗教が（国家と「プラスであれ、マイナスであれ」密接に結びつくことで）社会における分断をもたらしている例もあるが、活動の自由が積極的に肯定される状況においては、平和を肯定的に受け止め、その実現を重視することから、冒頭に挙げた命題が成立すると述べている。